

新宿区民泊問題対応検討会議運営要綱

平成 28 年 10 月 20 日制定

平成 30 年 6 月 15 日改訂

(設置)

第 1 条 民泊（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条の規定に基づく届出又は旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の規定に基づく許可の有無にかかわらず、住宅等を活用し宿泊料を受けて人を宿泊させるサービスをいう。以下同じ。）に関する課題を抽出しその内容を社会に発信するとともに、区民の安全・安心の確保を目的とした適正なルールの検討を行うため、新宿区民泊問題対応検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、民泊に関する次の事項を所掌する。

- (1) 問題の所在を確認し、その内容を明らかにすること。
- (2) 民泊に関する法令の制定動向を見据え、新宿区（以下「区」という。）における適正なルールの検討を行うこと。
- (3) 国に対する区としての要望等を整理すること。

(組織)

第 3 条 検討会議は、会長及び次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 町会・自治会の関係者
 - (3) 商店会の関係者
 - (4) 警察行政機関の職員
 - (5) 消防行政機関の職員
 - (6) 不動産業関係団体の構成員
 - (7) 区の職員
- 2 会長は、区長をもって充てる。
 - 3 検討部会に、作業部会として民泊問題対応庁内検討会を置く。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の決定日から、その日の属する年度の翌年度末日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、委員は、区長が新たに委員を委嘱し、又は任命するまでの間、なお在任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 検討会議に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席が無ければ会議を開くことができない。
- 3 検討会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を検討会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 5 検討会議の議事の内容については、検討会議ごとにその概要を作成し、公開することとする。ただし、第2項ただし書の規定により非公開とされた検討会議の議事については、この限りでない。

(委員の謝礼)

第7条 検討会議に出席した委員に対して、開催の都度、別表の区分に応じて謝礼を支払う。

(事務局)

第8条 検討会議に関する事務は、健康部衛生課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月20日から施行する。ただし、次項の規定は、本案決定日から施行する。

- 2 委員の委嘱又は任命のための手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

別表（第7条関係）

委員の区分	謝礼額
学識経験を有する者	20,000円
その他の委員	10,000円